

記 者 会 見
3 1 . 2 . 2 0
資 料 3

秦野市立中学校給食基本計画（案）について

本市では、2021年（平成33年）12月から全ての中学校で完全給食を開始するための検討・準備作業を進めています。

昨年、保護者の代表や公募市民等で構成する「中学校完全給食推進会議（関野裕太郎座長）」から、10月31日付けで検討結果が提出されました。

この検討結果を踏まえ、教職員、生徒及び保護者との意見交換等を行いながら、本市に最適な給食実施方法や調理施設等について検討を重ねてきましたが、このたび「秦野市立中学校給食基本計画（案）」としてまとめるとともに、2月16日から3月15日までパブリックコメントを実施しています。

今後はパブリックコメントの意見を反映した基本計画を今年度中に策定し、事業を着実に進めます。

1 基本計画の骨子

(1) 喫食形態について

喫食形態は、食育を推進し、生徒の心身の健全な成長につなげるため「全員喫食」を基本とします。ただし、アレルギー等による家庭弁当の持参は認めることとします。

(2) 配膳方式について

配膳方式は、学校給食を生きた教材として活用する上で、高い効果が期待できる「食器・食缶方式」とします。

(3) 提供方式について

提供方式は、高い水準の衛生管理やアレルギー対応が可能な「センター方式（共同調理場方式）」とします。

また、センターの建設用地として望ましい要件は次のとおりです。

- ア 全ての中学校で調理から2時間以内の喫食が可能な位置であること。
- イ 本市が想定する4,500食規模のセンター建設が可能な敷地面積を有すること。
- ウ 建築基準法「工場」に分類される給食センターの建設が可能な工業系の用途地域（工業専用、工業又は準工業）であること。
- エ 既に電気、水道、ガスなどのインフラ整備がされていること。
- オ 本市又は本市の事業会計が所有する土地であること。

以上の要件を全て満たす最適地として、曾屋庁舎用地（旧水道局庁舎跡地）をセンター建設用地とします。

(4) センター施設の整備手法について

施設整備手法は、事業の継続性・安定性を確保しながら財政負担を抑制し、効果的・効率的な整備とするため、民間活力を生かした「秦野方式（公民連携方式）」を目指します。なお、その手法については今年5月を目途に「実施方針」を策定し、事業者に事前公表して意見を募ることで、より効果的かつ効率的な施設整備に努めます。

(5) 中学校の施設整備について

中学校の施設整備は、給食配膳時間を短縮して生徒・教職員の負担を軽減するため、「コンテナ配送用エレベーター」の設置を目指します。

昨年12月に実施した現況調査では、実現に向け様々な課題が明らかとなりましたので、今後は実現に向けた詳細調査や設計等を進めます。

2 その他の取組み

学校給食センターを給食事業の拠点施設と位置付け、小・中学校の連携を図りながら「食物アレルギーへの対応」、「食育の推進（地元食材の積極的な活用）」、「給食事業に係る小・中学校の負担軽減」等に引き続き取り組みます。

3 今後の取組予定

- (1) 基本計画の策定（3月末）
- (2) 建設用地の基礎調査及び用地整備（4月～）
- (3) 施設整備の実施方針の公表（5月）
- (4) 受注業者の募集（7月）
- (5) 受注業者の決定（12月）
- (6) 学校給食センター（仮称）の設計・施工（12月～）
- (7) 中学校施設の整備（2020年度）
- (8) 施設整備の完了・中学校完全給食の開始（2021年12月）

問い合わせ

学校教育課保健給食担当 電話0463（84）2785